



Title	大阪府保健所検査事業の現状と課題
Author(s)	加藤, 友子
Citation	大阪公衆衛生. 2018, 89, p. 14-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78669
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪府保健所検査事業の現状と課題

加藤 友子

大阪府藤井寺保健所生活衛生室検査課長

保健所に必要な試験検査は、大きく、感染症、食品衛生および環境衛生の3つに分けられますが、大阪府では、主として、食品衛生に係る検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び保健所食品衛生課で実施しており、保健所検査課では、感染症及び環境衛生に係る検査を実施しています。今回、保健所検査事業の現状と課題として、検査課での検査業務の概要と主な取り組み、課題などについて紹介します。

1 組織と管轄区域

大阪府保健所検査課は、政令市・中核市を除く府域を3ブロックに分け、各ブロックの薬事・食品衛生・環境衛生・検査に関する業務を広域対応する生活衛生室の中の一組織として、茨木・藤井寺・泉佐野保健所に設置されています。生活衛生室の管轄区域は、茨木保健所は池田・吹田・茨木・寝屋川・守口・四條畷の6保健所、藤井寺保健所は八尾・藤井寺・富田林の3保健所（八尾保健所はH30年4月八尾市保健所に移行）、泉佐野保健所は和泉・岸和田・泉佐野の3保健所であり、生活衛生室設置保健所は、各地域のほぼ中央に位置した配置となっています（図1）。



図1

2 検査課事業内容とその効果的な運用

検査課で行う検査には、各種法律に基づき府民

の健康と安全を守るために行政機関自らが行う行政検査と、府民等からの依頼に基づき地域の公衆衛生水準を維持するために行う依頼検査があります。

行政検査には、感染症発生時に保健所地域保健課が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき行う各種対応のため必要な検査として、腸管出血性大腸菌O157を始めとした三類感染症病原菌検査、感染性胃腸炎を疑う集団感染時のノロウイルスやレジオネラ症患者発生時のレジオネラ属菌の遺伝子迅速検査（LAMP法）などあります。また、大阪府内では依然罹患率の高い結核に関しては、管理検診での結核菌塗抹・培養・同定検査や接触者健診でのQFT検査を行い、性感染症対策としては、HIVと梅毒の即日検査を実施しています。

環境衛生関連では、水道法、公衆浴場法、水質汚濁防止法や大阪府遊泳場条例等に基づき、生活衛生室環境衛生課や保健所衛生課が立入検査時に行う、水道事業体や生活衛生関係営業施設及びし尿処理施設等の水質検査（水道水・井戸水・遊泳場水・浴場水・放流水）があります。

保健所での行政検査における流れを図2に、主な検査項目を図3に示しました。また、図3で※印した項目については、依頼検査として有料でも実施し、府民サービスのため、検査の受付は全ての府保健所で行っています。



図2



図3

これらの検査を効果的に運用するため、緊急性が高い感染症の検査など、地域に密着した即応性の高い検査は、3か所の検査課で行うことで、管内の各保健所のニーズに迅速に対応しています。一方、検体の集約により時間的、経済的な効率が向上する水道水質検査を中心とした環境衛生の検査は、3つの検査課全体をひとつの検査機関として考え、機器を分散配置し、項目を分担して測定しています。

具体的には、図3のように三類感染症の腸管系病原菌、ノロウイルス、レジオネラ属菌など、感染拡大防止の観点から緊急性が高いものや、結核、HIV、梅毒といった地域に密着し継続的に検査を実施することにより感染者の早期発見に寄与するもの、また、水質検査でも、採水後短時間で試験を開始する必要性のあるものについては、3か所の各検査課で検査をしています。

一方、専門性と効率を重視した検査として、特に水道水質検査における一斉機器分析測定やクリプトスポリジウム原虫検査は、分担して実施しています。水質検査の一斉分析装置は、機器の操作と保守管理の面で専門的な知識が必要であり、3検査課分の検体を集約して繰返し測定することで、操作の熟練度を上げ、職員の技能向上が期待できます。

また、分担することでの効率化とコスト削減が可能となっています。さらに、3検査課ともが実施する検査では、使用する試薬・器材を分担購入や共同使用をすることで、使用期限切れにより廃棄する無駄を最小限に抑えるよう配慮しています。

試験検査では、その精度が最も重要な要因のひとつですが、後に述べるGLP体制により、検査方法の標準化を図っています。加えて、試験検査に

付随して必要となる薬品・病原体・高圧ガス・廃棄物等の管理に関しても、共通した内容の管理要領を定めています。これらのことは、3検査課間の精度の保持とともに、異動時にも職員がストレスなく業務遂行できるようにもなっています。

昨今、腸管出血性大腸菌感染症や結核の集団感染事例が増加していますが、このような3検査課間の検査の標準化や協力体制は、感染症のアウトブレイク時には、直接的な人的応援はもとより、消耗品類や培地作製等の後方支援といった形で活用ことができ、危機管理体制の強化にも繋がっています。

3 信頼性確保への取組み

大阪府保健所検査課におけるGLP体制は、「大阪府保健所生活衛生室検査課における検査等の業務管理要領」として、業務管理についての具体的事項を定めており、全ての検査をこれに基づいて行っています。

組織としては、生活衛生室長を部門責任者、検査課長を区分責任者とし、検査担当者が実施した検査結果の承認、成績書発行、機器管理、試薬管理および標準作業書の作成改定等の業務全般を規定に基づき管理します。一方、日常の検査では、標準作業書に基づく検査の実施、トレーサビリティが確認可能となる詳細な作業工程の記録、データのダブルチェックによるケアレスミスの防止、コントロール試料測定や過去データとの比較による異常値発見等の運用を行っています。また、標準作業書に関しては、毎年定期的な見直しに担当者全員が関わることで、各人のスキル向上を図り、信頼性に対する意識を高めるよう努めています。

加えて、大阪府健康医療部健康医療総務課が信頼性確保部門としての責務を担い、研修、精度管理および内部点検等を行っています。

研修では、大阪健康安全基盤研究所の研究員をはじめとする外部講師の講義から最新知識を得るとともに、各保健所検査課からの事例報告や、それに伴う意見交換の場として活用しています。検査の信頼性を担保するため精度管理は必須ですが、外部精度管理への参加、或いは、3検査課間の内部精度管理により、ほぼ全ての検査項目について、毎年精度の確認を行っています。また、年一回定期的に行う内部点検により、早期の要改善事項発見と是正の仕組みを構築しています。

さらに、「大阪府保健所生活衛生室検査課業務管理運営委員会」を設置し、信頼性確保部門責任者、関係課の長、並びに、大阪健康安全基盤研究

所企画部精度管理室長を委員とし、各種標準作業書の制定・改定に関する最終確認や、円滑な業務管理を資するための種々の事項を協議する場を設定しています（図4）。



図4

4 人材育成の課題

健康危機管理の最前線である保健所において、試験検査は、平常時のみならず、感染症の端緒発見・原因究明・蔓延防止、また、水質事故時の状況把握や行政対応の基礎となる科学的データの提供という重要な意義があり、正確性と迅速性がともに高いレベルで要求されます。検査精度や効率的で確実な結果提供に関しては、GLP体制等の導

入により担保できていると考えています。

しかし、団塊世代職員の退職後、世代交代に伴う若手の育成や継続的なスキルの継承が課題となってきました。不幸にも感染症のアウトブレイクが発生した場合などには、ベテラン職員の経験に基づくスキルを直に若手に伝えたとともに、保健所検査課間の応援体制を構築して、幅広く若手に経験させていく機会とすることが必要です。

また、現在は、検査業務を理化学部門、細菌部門と分けているため、専門性は高いのですが、互いの検査に関する理解が進みにくく、パワーアップのためには、業務ローテーションも課題です。

さらに、保健所業務のうち、試験検査は対物的な業務がメインであり、定められた方法でのルーチン検査に縛られ、職員の意識が内向的になり易く、視点も狭まりがちです。公衆衛生という保健所業務の中の役割として自らの業務を捉え、他職種との連携を重視し、広く情報収集を心掛け、先見的な課題の発見や適切な評価判断、さらには状況に応じた検査課ならではの有益な知識提供を行っていきけるような幅広い視野を持った人材を育成することも行っていかなければなりません。

今後は、信頼性確保向上に引き続き取組むことで、正確で迅速な検査結果の提供を行い、高い専門性と広い視野を持つ人材を育成することで、関係機関とのさらに緊密な連携体制の構築を図りながら、保健所における公衆衛生行政の一翼を担っていただければと考えています。